

議会基本条例 条文案

【第4章4-1 市民と議会の関係】委員会等の公開等

A案	<p>議会は、開かれた議会に資するため、委員会等を原則として公開する。</p> <p>2 議会は、傍聴者に対して議案の審議又は審査に用いる資料等の提供に努めるものとする。</p>
B案	